

これまでに寄せられたお問い合わせ

神戸市保健福祉局生活福祉部保護課

神戸市は平成26年6月から、生活保護受給者を対象にした後発医薬品使用促進の取組をはじめています。みなさまの取組へのご協力を厚くお礼申し上げます。

平成30年10月1日に施行された生活保護法では、後発医薬品の使用が原則化されました。働きかけにつきまして、今後ともご協力をお願いします。

• これまでに寄せられたお問い合わせ

Q：自立支援医療と調剤券を併用している人はどうすればよい？



A：調剤券での請求分のみ報告していただき

自立支援医療分の報告は不要です。

Q：後発医薬品がない先発医薬品のみを調剤した場合も報告が必要？



A：どちらも報告は**不要**です。

Q：後発医薬品がある先発医薬品を、すべて後発医薬品に変更した場合も報告が必要？

報告対象者がいない場合、「該当者なし」と記入して送付してください。

Q：1人の生活保護受給者が、同じ医療機関から月に複数回処方があった場合の記載方法は？



A：**1行にまとめて**記載して下さい。

Q：調剤した先発医薬品名は全て書くの？



A：「**後発医薬品のある先発医薬品を調剤した事情等**」に当てはまる**医薬品名**については記載をお願いします。

Q：「c,dであった場合のみ記入」欄の回答が複数あるけど、どうすればよい？



A：主な事情を選び、**1つだけに〇をつけて下さい。**

Q：調査した内容はどこに報告すればよい？



A：29年度からは、**神戸市薬剤師会**に提出してください。

Q：レセプトに先発医薬品の調剤理由を記入している場合も報告する必要があるのか。



A：神戸市は報告対象にしています。ご協力をお願いします。